

市職員の懲戒処分等について（公表）

地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者

市民生活部 主事（29歳）

2 処分内容

戒告

3 処分年月日

令和8年8月27日

4 事実の概要及び処分の理由

生活保護事務において、令和6年度から令和7年度までの期間における事務懈怠により、生活保護受給者の死亡後に、遺骨の引き渡し、葬祭費214,500円の支払い、扶養義務者等への連絡等を行わなかった。

また、生活保護受給者が事故に遭った際、加害者側の保険会社に対して第三者行為の請求をしなかったほか、収入認定の過誤等により、1件160,000円の過小支給と2件360,579円の過大支給を発生させた。

この行為は、懲戒処分の事由を定めた地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するため懲戒処分とした。

5 その他

下記の職員についても管理監督者責任で処分を行った。

- (1) 健康福祉部長「文書訓告」
- (2) 健康福祉部参事（事）社会福祉課長（元 健康福祉部次長）「文書訓告」
- (3) 健康福祉部社会福祉課主幹「文書訓告」
- (4) 元 健康福祉部社会福祉課保護第二係長「文書訓告」

— 市民の皆様へ —

今回の件では、市政に対する信頼を著しく損なうこととなってしまいました。心からお詫び申し上げます。こうした不適正な事務処理が二度と行われることがないよう、管理体制を強化し、再発防止のため最大限の努力をしてまいります。

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美